

特別警報・暴風（雪）警報発表時の対応について

対象の警報：「特別警報」および「暴風（雪）警報」

対象の地域：京都府南部・山城中部・山城南部のいずれか

1 特別警報発表の場合

午前 6 時 30 分、特別警報が発表されている場合	臨時休業
----------------------------	------

2 暴風（雪）警報発表の場合

午前 6 時 30 分、暴風（雪）警報が発表されている場合	自宅待機
-------------------------------	------

午前 10 時までに、暴風（雪）警報が解除された場合	登校 ^{※注}
----------------------------	------------------

午前 10 時、引き続き暴風（雪）警報が発表されている場合	臨時休業
-------------------------------	------

※注

- (1) 通学路の安全を十分確認したうえで、午後 1 時 15 分までに登校してください。
- (2) 登校途中に危険が予測される場合や、交通機関が不通になり登校できない場合は自宅待機をしてください。

3 その他

- (1) 居住地において、「特別警報」または「暴風（雪）警報」が発表された場合は、上記 1 および 2 をもとに自宅待機してください。
- (2) 生徒が在校中に「特別警報」または「暴風（雪）警報」が発表された場合は、状況に応じて判断します。
- (3) 定期考査や学校行事等の日に「特別警報」または「暴風（雪）警報」が発表された場合は、別途連絡します。Classi やホームページ等で確認してください。
- (4) 休業日等に部活動や補習、模擬試験等が行われる場合は、上記 1 および 2 に準じて判断してください。
- (5) 「特別警報」または「暴風（雪）警報」が発表されていなくても、学校所在地（京田辺市河原神谷 24）において、警戒レベル 4 相当の避難指示が発表された場合は、暴風（雪）警報発表時と同様に扱います。
- (6) 臨時休業した場合は、後日回復措置を行います。
- (7) 臨時休業かどうかは、Classi やホームページ等で確認してください。
- (8) 休業にならない場合（大雨警報等）でも、登下校時には安全に留意して行動してください。